

平成29年8月24日

平成29年度第5回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成 29 年 8 月 24 日 (木) 午前 9 時 30 分  
場所 美浦村役場 3 階 委員会室

## 日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 付議事項

報告第 1 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算について

報告第 2 号 「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の平成 29 年第 3 回美浦村議会定例会への提出について

報告第 3 号 「美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の平成 29 年第 3 回美浦村議会定例会への提出について

報告第 4 号 美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則を廃止する規則

報告第 5 号 保育所送迎バス運行終了について

4. その他

5. 閉会

報告第1号

平成29年度美浦村一般会計補正予算について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年8月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

平成29年9月補正予算〔教育委員会〕

(単位:千円)

所属名	款	項	目	事業名	節	節	摘要	要求額	補正前額	補正後額	根拠	金額	財源内訳																
													円	国庫 支出金	県 支出金	地方債	その他	一般財源											
子育て支援課	03	民生費	02	01	02	01	子育て支援センター (みほふれ愛プラザ)管理費	614	0	614	地域交流館交通誘導員負担金 4月～5月分 613,941円	613,941	0	0	0	0	614												
							03	01	001	児童手当事務費	474	0	474	賃金 560時間×820円=459,200円 通勤手当 140日×100円=14,000円 ・臨時事務職員雇用期間 平成29年9月1日～平成30年3月31日	459,200 14,000	0	0	0	0	474									
							計			2,048	0	2,048	2,046,181	0	0	0	0	2,048											
木原保育所	03	民生費	02	03	04	01	04	013 保育士(報酬)	2,012	17,836	19,848	報酬基本額 8,000円×244日×1人(新規臨時で未計上) 特別報酬 30,000円×1人×2回	1,952,000 60,000	0	0	0	0	2,012											
								計			2,012	17,836	19,848	2,012,000	0	0	0	0	2,012										
学校教育課	09	教育費	01	02	03	01	04	001 一般事務職員	689	0	689	一般事務職員(欠員補充) 時給820円 6時間勤務 140日	0 688,800	0	0	0	0	920											
								04	06	001	社会保険料	102	0	102	一般事務職員社会保険料	101,941													
								09	01	001	費用弁償	14	103	117	一般事務職員通勤費 100円×140日	14,000													
								12	01	001	郵便料	115	0	115	未就学児童保護者対象アンケート郵便料 700通×82円×2	114,800													
								14	08	01	002	講師謝礼	115	0	115	講師謝礼 2名×7回	115,000	0	200	0	0	0	0						
													11	01	001	消耗品費	72	0	72	事業実施時消耗品	72,000								
													03	001	食糧費	13	0	13	事業実施時お茶代 7回	13,000									
								03	01	05	01	05	01	11	06	001 備品修繕料	306	180	486	美浦中学校体育館校歌録修繕	306,000	0	0	0	0	4,912			
																13	08	080	美浦中雨漏り対策工事実施設計業務委託料	357	0	357	美浦中学校雨漏り対策工事実施設計業務委託料 330,000円×1.08	356,400					
																081	美浦中雨漏り対策工事監理委託料	292	0	292	美浦中学校雨漏り対策工事監理委託料 270,000円×1.08	291,600							
																15	03	011	美浦中雨漏り対策工事	3,373	0	3,373	美浦中学校雨漏り対策工事 3,122,800円×1.08	3,372,624					
012	美浦中体育館照明設備補修工事	584	0	584	美浦中学校体育館照明設備補修工事 540,000円×1.08	583,200																							
計			6,032	283	6,315	6,029,365	0	200	0	0	5,832																		
大谷小学校	09	教育費	06	04	07	18	02	001 機械器具費	0	858	858	冷凍庫保管設備助成事業対象となったため充当のみ計上	0	0	0	0	100	▲ 100											
								計			0	858	858	0	0	0	0	100	▲ 100										
美浦中学校	09	教育費	03	02	04	19	10	012	関東大会出場補助金	379	0	379	水泳 千葉県国際水泳場(習志野市) 84,680円*1 剣道 日本武道館(東京都千代田区) 294,200円*1	84,680 294,200	0	0	0	0	379										
										計			379	0	379	378,880	0	0	0	0	379								
美浦幼稚園	09	教育費	04	01	03	04	06	001	社会保険料	810	599	1,409	臨時短時間労働者不足分(5人) (6月補正で未計上)	810,000	0	0	0	0	810										
										計			810	599	1,409	810,000	0	0	0	0	810								
生涯学習課	09	教育費	05	01	03	12	01	002 電話料	48	42	90	NTTコミュニケーションズ 4,000円×12月	48,000	0	0	0	0	48											
								12	015	地区公民館等修繕等補助金	810	1,082	1,892	大谷地区公民館改修工事補助金 2,430,172×1/3+810,000円	810,000	0	0	0	0	810									
								02	03	016	中央公民館漏水改修工事監理委託料	141	0	141	中央公民館漏水改修工事監理委託料 130,000円×1.08	140,400	0	0	0	0	1,901								
												15	032	中央公民館漏水改修工事	1,293	0	1,293	中央公民館漏水改修工事 1,197,000円×1.08	1,292,760										
								06	01	03	03	030	スポーツ推進審議会委員	35	101	136	委員報酬 5,000円×7名	35,000	0	0	0	0	41						
														08	01	001	費用弁償	6	77	83	スポーツ推進審議会委員費用弁償 700円×8名	5,600							
								02	03	03	01	005	防球ネット設置工事	1,296	0	1,296	野球場バックネット改修工事 1,200,000円×1.08	1,296,000	0	0	0	0	1,296						
														計			3,629	1,302	4,931	4,094,320	0	0	0	0	4,096				

報告第2号

「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の平成29年第3回美浦村議会定例会への提出について

上記について別紙のとおり報告する。

平成29年8月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

別 紙（平成 29 年第 3 回美浦村議会提出議案）

議案第 3 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年美浦村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「又は第 4 階層」を削り、「 $\frac{1}{2}$ の額とし、」の次に「第 4 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額は 3,000 円とする。また、要保護者等の属する世帯の階層が、第 3 階層又は第 4 階層と認定された世帯の」を加える。

別表第 1 備考 2（1）及び別表第 2 備考 2（1）中「第 6 条第 6 項に規定する」を「による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>教育標準時間認定児の利用者負担額基準表</p> <p>【別記1 省略】</p> <p>備考</p> <p>1 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。</p> <p>2 支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額は無料とする。また、要保護者等の属する世帯の階層が、第3階層又は第4階層と認定された世帯であっても、次に掲げる</p>	<p>別表第1(第3条関係)</p> <p>教育標準時間認定児の利用者負担額基準表</p> <p>【別記1 省略】</p> <p>備考</p> <p>1 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。</p> <p>2 支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額は無料とする。また、要保護者等の属する世帯の階層が、第3階層_____と認定された世帯であっても、次に掲げる</p>

世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除し、支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は、控除後の金額の2分の1の額とし、

\_\_\_\_\_支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は無料とする。

- (1) 母子世帯等母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健

世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除し、支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は、控除後の金額の2分の1の額とし、第4階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額は3,000円とする。また、要保護者等の属する世帯の階層が、第3階又は第4階層と認定された世帯の支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は無料とする。

- (1) 母子世帯等母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による \_\_\_\_\_ 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健



福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認めた世帯

3 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)の場合における階層区分は、第2階層とする。

別表第2(第3条関係)

保育認定児の利用者負担額基準額

1 保育標準時間認定における利用者負担額基準額表

【別記2 省略】

2 保育短時間認定における利用者負担額基準額表

【別記3 省略】

福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認めた世帯

3 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)の場合における階層区分は、第2階層とする。

別表第2(第3条関係)

保育認定児の利用者負担額基準額

1 保育標準時間認定における利用者負担額基準額表

【別記2 省略】

2 保育短時間認定における利用者負担額基準額表

【別記3 省略】

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額」は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の0034第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。
  - (2) 「保育標準時間」とは午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。
- 2 支給認定保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)の場合には、別表第2の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は無料とする。

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額」は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の0034第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。
  - (2) 「保育標準時間」とは午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。
- 2 支給認定保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)の場合には、別表第2の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもの利用者負担額は無料とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認めた世帯

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による \_\_\_\_\_ 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認めた世帯

報告第3号

「美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の平成29年  
第3回美浦村議会定例会への提出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年8月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

別 紙（平成 29 年第 3 回美浦村議会提出議案）

議案第 2 号

美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 2 9 年 9 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例（昭和 5 9 年美浦村条例第 1 3 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資 料

### 美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例

昭和59年8月10日

条例第13号

改正 平成4年3月18日条例第16号

平成9年3月17日条例第7号

平成9年6月19日条例第21号

#### (目的)

第1条 この条例は、村内の青少年等の心身の鍛錬並びにスポーツを通じての健康管理及び伝統行事の育成を図ることにより地域住民の連帯感の醸成に役立たせるための施設として設置し、その管理に必要な事項を定めることを目的とする。

#### (名称及び位置)

第2条 施設の名称を美浦村相撲場と称し、美浦村大字木原1516番地に設置する。

#### (管理)

第3条 施設の管理及び運営については、この条例に定める事項のほか別に定める規則による。

#### (使用料)

第4条 この施設の使用料は、村民からは徴収しない。

2 村外の利用者については別表による。ただし、村が行う事業、その他スポーツ振興の向上を目的とする行事で村長が認めるものについては、使用料を徴しないことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成4年条例第16号)

この条例は、平成4年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成9年条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成9年条例第21号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

#### 別表

##### 美浦村相撲場使用料

9時～13時	13時～17時	全日	備考
2,100円	2,100円	4,200円	

報告第4号

美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則を廃止する規則

上記について、下記のとおり報告する。

平成29年8月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則を廃止する規則

美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則（昭和59年美浦村規則第6号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料

### ○美浦村相撲場の管理及び運営に関する規則

昭和59年8月10日

規則第6号

改正 平成19年3月14日規則第3号

平成20年3月28日規則第10号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、美浦村相撲場(以下「相撲場」)の管理及び運営等について必要な事項を定める。

#### (管理)

第2条 管理については、教育委員会の所掌として、この規則に基づいて運営する。

#### (使用の許可)

第3条 相撲場を使用する場合は、別記様式第1号により使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は前項の使用許可申請書を受理したときは、支障ない限り別記様式第2号の使用許可書を交付する。

#### (使用の指示)

第4条 使用者は相撲場を使用するにあたっては、使用者注意事項を守り教育委員会の指示にも従わなければならない。

2 使用者は相撲場使用の権利を他に転貸してはならない。

3 相撲場を使用し、施設、設備等を汚損、損傷若しくは滅失したときは使用者はこれをすみやかに復旧若しくは弁償しなければならない。

4 使用者は相撲場の使用を終わったときは、直ちにその旨を教育委員会に届けなければならない。

5 使用後は、完全に清掃、整とんすること。

#### (使用の不許可)

第5条 次の各号に該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公益を害し又は風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 施設、設備を汚損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(3) その他、管理上支障があるとき。

#### (使用時間)

第6条 施設の使用時間は、午前8時30分から日没までとする。ただし、事情により伸縮す



ることができる。

(その他)

第7条 教育委員会において相撲場の運営管理を明らかにする諸帳簿を備え使用状況等を記録するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第2号

美浦村相撲場使用許可書

年 月 日

殿

美浦村教育委員会教育長 ①

下記のとおり美浦村相撲場の使用を許可いたします。

記

使用日時	年 月 日	午 午	時より 時まで
使用目的		使用人員	
使用備品			
使用料	円	無 料	

※ 使用者注意事項

- (1) 備品等を使用したものは、その使用を終ったときは直ちに所定の場所に返納すること。
- (2) 備品等を損傷し、又は亡失したときは教育委員会に届ける。
- (3) 使用後は完全に清掃整理整頓すること。

様式第1号

美浦村相撲場使用許可申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

使用団体名  
又は住所(TEL)  
責任者氏名



下記のとおり、美浦村相撲場の使用を申請いたします。

記

1 使用目的

2 使用日時

年 月 日 午 : より  
年 月 日 午 : まで

3 使用人員

人

4 使用備品

※処理年月日	年 月 日	許可・不許可
	課 長	係
※ 処 理 印		

報告第5号

保育所送迎バス運行終了について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年8月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

別 紙

(案)

平成 年 月 日

保護者 各位

美浦村教育委員会  
教育長 糸 賀 正 美

保育所送迎バス運行終了について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、保育所運営にご理解及びご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、平成30年3月31日をもちまして保育所送迎バスの運行を終了することとなりました。

美浦村では昭和59年度より保育所に送迎バスを導入し、これまで運行してまいりました。しかしながら、バスの老朽化、利用者の減少及び村財政状況を踏まえ、どのような方法がよいか検討をした結果、現在の利用者のご理解も得られましたことから保育所送迎バスを廃止することといたしました。

今後とも保育所運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<問い合わせ先>

大谷保育所 029-885-1549

木原保育所 029-885-4488